

装装保第7810号
令和6年4月26日

大臣官房長
各局長
防衛省本省の施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛装備庁長官官房各装備官 殿
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁長官官房各装備開発官
防衛装備庁長官官房艦船設計官
防衛装備庁内部部局の各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

内閣総理大臣が実施する特許出願の非公開に関する保全審査
等への協力及び協議に係る細部実施要領について（通達）

標記について、内閣総理大臣が実施する特許出願の非公開に関する保全
審査等への協力及び協議に係る実施要領について（防装庁（事）第207
号。令和6年4月26日）第5の規定に基づき、別紙のとおり定め、令和
6年5月1日から適用することとしたので通達する。

添付書類：別紙

内閣総理大臣が実施する特許出願の非公開に関する保全審査等への
協力及び協議に係る細部実施要領

1 趣旨

この要領は、内閣総理大臣が実施する特許出願の非公開に関する保全審査等への協力及び協議に係る実施要領について（防衛庁（事）第207号。令和6年4月26日。以下「次官通達」という。）第5の規定に基づき、特許出願の非公開に関する保全審査等への協力及び協議について、必要な細部事項を定めるものである。

2 保全審査等責任者等

- (1) 保全審査等責任者は、以下に掲げる事項を実施するものとし、防衛装備庁装備政策部装備保全管理課長をもって充てる。

ア 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「法」という。）第67条第3項（法第70条第4項、第73条第5項、第77条第3項及び第80条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協力の求め又は法第67条第6項（法第70条第4項及び第77条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議に係る事務（以下「保全審査等協力事務」という。）に関する総合調整

イ 保全審査等協力事務の実施状況の管理

ウ 保全審査等協力事務に係る情報の漏えい防止その他の管理

エ 保全審査等協力事務を行う職員に対する研修

オ 保全審査等協力事務の実施状況の防衛装備庁長官への報告

カ その他の保全審査等協力事務の円滑な実施に当たって必要な措置

- (2) 保全審査等責任者を補助する者を保全審査等副責任者とし、防衛装備庁装備政策部装備保全管理課特許出願非公開審査班長をもって充てる。

- (3) 第1号に掲げる事項の実施に関する事務については、防衛装備庁装備政策部装備保全管理課において処理する。

3 情報管理

- (1) 保全審査等協力事務を行う職員は、当該保全審査等協力事務の対象である特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面に記載されている発明の内容並びに特許出願人が提出した資料又は説明した内容並びに保全指定、保全指定の延長及び解除（以下「保全指定等」という。）の判断のために用いた情報その他の保全審査等協力事務を行うことにより知り得た情報を外部に漏えいすることがないようにしなければならない。

- (2) 保全審査等責任者は、保全審査等協力事務を行った発明ごとに当該保全審査等協力事務を行った職員を記録した記録簿を作成するものとする。

なお、当該職員は、真に必要な者に限定するものとする。

- (3) 保全審査等責任者は、保全審査等協力事務を行うに当たり、次官通達第3第2項の規定により防衛装備庁長官が大臣官房長等に協力を求めるときは、保全審査等に係る発明の内容、特許出願人が提出した資料又は説明した内容が

不必要に明らかにならないように当該大臣官房長等がする協力に必要な資料に限って貸し出すものとする。この場合において、協力が終了したときは、当該大臣官房長等は、貸し出しを受けた資料を返却しなければならない。

- (4) 保全審査等責任者は、保全審査等協力事務が終了したときは、当該保全審査等協力事務のために内閣府から提供された資料及び前項の記録簿その他保全審査等協力事務で取り扱う情報を一括して管理するものとする。
- (5) 保全審査等で取り扱う情報のうち、取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第4608号。19. 4. 27）第1章第1第1項に規定する取扱い上の注意を要する文書等に該当するものがある場合又は防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第6号）第56条の規定する提供を受けたものがある場合は、それぞれの関係規則により適切に管理するものとする。
- (6) 保全審査等協力事務で取り扱う情報を防衛装備庁装備政策部装備保全管理課の執務室から持ち出す場合又は外部に送信する場合には、保全審査等責任者又は保全審査等副責任者の了解を得るものとする。
- (7) 保全審査等協力事務で取り扱う情報のうち、紙媒体に記録された情報を文書で保管する場合は、施錠したロッカー等に保管するなど保全審査等協力事務を行う職員以外が閲覧できないように管理するものとする。
- (8) 保全審査等協力事務で取り扱う情報のうち、電子媒体に記録された情報を保管する場合は、ファイルを暗号化するとともに、フォルダのアクセス権限の付与及びパスワードの配付を当該情報に係る保全審査等協力事務を行う職員に限定する。

4 内閣府への機微性の評価の回答

- (1) 保全審査等責任者は、内閣府から機微性の評価に関する協力の求めがあったときは、検討した結果をまとめ、防衛装備庁装備政策部長が判断した後、内閣府へ回答するものとする。ただし、特に慎重な判断が必要とされる検討に関しては、防衛装備庁長官が判断するものとする。
- (2) 前号の回答は、協力の求めがあった日から、3か月以内に行うものとする。

5 情報公開請求に関する対応

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく行政文書の開示の請求があった場合であって、その開示の請求に対して保全審査等協力事務に係る行政文書を特定したときは、開示決定等（同法第10条に規定する開示決定等をいう。）に先立ち、特定した行政文書の開示の範囲等について、内閣府と協議するものとする。

6 研修

保全審査等責任者は、保全審査等協力事務を行う職員に対して、当該事務を行う前に、あらかじめ、第2項第1号ウに掲げる保全審査等協力事務における情報の漏えい防止に関する研修を行わなければならない。

7 機微性の評価に関する関係部局等の協力

保全審査等責任者は、機微性の評価の内容に係るある課等（課又はこれに準ずるものをいう。）の長に対し、必要な協力を求めることができるものとする。

8 国の機関以外の専門的知識を有する者への協力の求め

- (1) 保全審査等責任者は、法第67条第3項の規定に基づく協力事項に応じるため、国の機関以外の専門的知識を有する者に対して必要な協力を求める必要があるときは、内閣府に対し、協力を求める者及びその内容を通知し、依頼するものとする。
- (2) 保全審査等責任者は、法第67条第6項の規定に基づく協議に応じるため、国の機関以外の専門的知識を有する者に対して必要な協力を求める必要があるときは、同条第7項の規定により準用する同条第4項及び第5項の規定を踏まえ、当該専門的知識を有する者の選定に配慮するとともに、あらかじめ守秘義務が適用されることを説明した上で、同意を得るものとする。

9 保全指定等の協議

保全審査等責任者は、内閣府から保全指定等の協議があったときは、当該協議があった日から概ね2週間以内に回答するものとする。

10 委任規定

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、保全審査等責任者が定めるものとする。